

介護老人保健施設ひかり 入所サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人慈厚会が開設する介護老人保健施設ひかり（以下「当施設」という。）において実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他、日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が個性豊かに過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 ひかり
- (2) 開設年月日 平成 16 年 10 月 18 日
- (3) 所在地 茨城県土浦市右廻 1113 - 1
- (4) 電話番号 029-843-3321 FAX 番号 029-843-3324
- (5) 管理者名 万本 盛三
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0850380031 号)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) (1) 管理者・・・1名
施設を代表し、常務の統括の任にあたる。
- (2) 医師・・・1名以上
利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師・・・1名以上
医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護師・・・10名以上
医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護士・・・24名以上
管理者の命を受け、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行なうほか、褥創が発生しないよう適切な介護を行なうとともに、その発生を防止するための体制を整備する。また、施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 介護支援相談員・・・1名以上
利用者の心身の状態、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又は家族に対し、適切な相談指導業務を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいずれか・・・1名以上
医師・看護師等と共同してリハビリのプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づくリハビリを行う。
- (8) 管理栄養士・・・1名以上
献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (9) 介護支援専門員・・・1名以上
利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員・・・1名以上
管理者の命を受け事務処理を行う。

(入所定員)

第6条 当施設の入所定員は100名（内、短期入所療養介護3名）とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第7条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。
※各種加算項目については料金表に準ずる。

(利用者負担の額)

第8条

- 1 サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該施設が法定代理受領サービスのあるときは、本人負担分の支払いをうけるものとする。
- 2 その他の費用は料金表に準ずる。
- 3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容と費用を説明した上で利用者及び家族の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文章（利用同意書）に署名（記名押印）を受ける。
- 4 利用料の支払いは、原則現金にて指定期日までに受ける。
- 5 厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。

(サービス利用に当たっての留意、禁止事項)

第9条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・面会の際は面会者受付簿に記入して下さい。
- ・外出、外泊は届出が必要です。
- ・外出、外泊時に施設外での医療機関の受診は原則禁止です。
- ・設備、備品の利用は丁寧に行ってください。
- ・金銭は小額のみ持参可、貴重品は持込不可です。
- ・過度な所持品・備品等の持ち込み禁止。
- ・火気の取り扱いの禁止。
- ・飲酒、喫煙の禁止。
- ・物品の販売の禁止。
- ・営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動の禁止。
- ・その他、施設運営に影響を及ぼす行為や他者に対する迷惑行為。

(非常災害対策)

- 第10条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- (1) 防火管理者には、自然災害・火災・その他災害、防火対策について計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全をきさなければならない。
 - (2) 前項の実施について年2回以上の避難訓練を行うものとする。

(職員の質の確保)

第11条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(秘密保持)

第12条 施設職員は在職中及び離職後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報等を漏らさない事とする。

(感染症対策体制の徹底)

第 13 条 当施設においては感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように対応して行く事とする。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する。感染予防委員会を月に 1 回程度、定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていく。
- (2) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施していく。
- (4) 感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関するマニュアルに沿った対応を行うこととする。

(介護事故発生の防止等)

第 14 条 当施設において、事故が発生又は再発することを防止するよう対応する。

- (1) 当施設において、事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための権利擁護・安全対策委員会を 1 月に 1 回程度、介護職員その他の従業員に対する研修を定期的に行なうものとする。

(書類整備・保存)

第 15 条 当施設は従業者、施設及び設備構造、ならびに会計に関する諸記録を整備しなくてはならない。また、入所者に対する介護保険施設サービスの提供に関する、記録については茨城県条例に定めるものを整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条

- 1 施設は入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 責任者の選定(責任者：事務長 渡邊)
 - (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年 1 回)
 - (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
 - (4) その他、虐待防止のために必要な措置
- 2 施設は、介護保健施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

付 則

この運営規程は、平成 27 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 30 年 2 月 16 日より施行する。

この運営規程は、平成 30 年 8 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 4 年 6 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 5 年 12 月 1 日より施行する。

医療法人 慈厚会